

○ 第5期計画における保険料（案）

第4期（現行）				第5期（案）				
所得段階区分		保険料率	年額保険料額 ()内は月額	所得段階区分	保険料率	年額保険料額 ()内は月額	第4期からの 増減 ()内は月額	
第1段階	・生活保護受給 ・市民税非課税世帯で 老齢福祉年金を 受給している者	0.50	22,300円 (1,858円)	第1段階	・生活保護受給者 ・市民税非課税世帯で 老齢福祉年金を 受給している者	0.50	24,300円 (2,025円)	+2,000円 (+167円)
第2段階	市民税非課税世帯で 合計所得金額と 公的年金収入額の 合計が80万円以下の者	0.50	22,300円 (1,858円)	第2段階	市民税非課税世帯で 合計所得金額と 公的年金収入額の 合計が80万円以下の者	0.50	24,300円 (2,025円)	+2,000円 (+167円)
第3段階	市民税非課税世帯で 第1, 第2段階に 該当しない者	0.75	33,500円 (2,791円)	第3段階	市民税非課税世帯で 第1, 第2段階に 該当しない者で 合計所得金額と 公的年金収入額の 合計が80万円を超え 120万円以下の者	0.62	30,100円 (2,508円)	△3,400円 (△283円)
第4段階	市民税課税世帯の 市民税非課税者で 合計所得金額と 公的年金収入額の合計が 8.0万円以下の者	0.90	40,200円 (3,352円)	第4段階	市民税課税世帯の 市民税非課税者で 合計所得金額と 公的年金収入額の合計が 8.0万円以下の者	0.90	43,800円 (3,650円)	+3,600円 (+298円)
	市民税課税世帯で 市民税非課税の者 (上記以外の者)	1.00	44,700円 (3,725円)		市民税課税世帯で 市民税非課税の者 (上記以外の者)	1.00	48,700円 (4,064円)	+4,000円 (+339円)
第5段階	市民税課税者で 合計所得金額が 125万円未満の者	1.12	50,000円 (4,166円)	第5段階	市民税課税者で 合計所得金額が 125万円未満の者	1.12	54,500円 (4,541円)	+4,500円 (+375円)
第6段階	市民税課税者で 合計所得金額が 125万円以上 200万円未満の者	1.25	55,800円 (4,650円)	第6段階	市民税課税者で 合計所得金額が 125万円以上 200万円未満の者	1.25	60,800円 (5,066円)	+5,000円 (+416円)
第7段階	市民税課税者で 合計所得金額が 200万円以上の者	1.50	67,000円 (5,583円)	第7段階	市民税課税者で 合計所得金額が 200万円以上 500万円未満の者	1.50	73,000円 (6,083円)	+6,000円 (+500円)
				第8段階	市民税課税者で 合計所得金額が 500万円以上 1,000万円未満の者	1.62	78,000円 (6,500円)	+11,000円 (+917円)
				第9段階	市民税課税者で 合計所得金額が 1,000万円以上の者	1.75	85,200円 (7,100円)	+18,200円 (+1,517円)

<保険料設定についての考え方>

- 国が定める保険料率の採用**
本市のこれまでの実績を踏まえ、国が定める標準の保険料率を採用する。
(別紙1参照)
- 低所得者に対する保険料の軽減として以下の(1), (2)を実施する。**
(1) 第4段階における低所得者に対する保険料率の軽減（継続）
(2) 第3段階における低所得者に対する保険料率の軽減（新規）
- 被保険者の負担能力に応じた段階及び保険料率の設定を実施する。**
第5段階以上について地域の実情に応じた多段階設定（拡充）
- 介護給付基金の活用**
介護給付基金については、第4期計画と同様に、介護給付費1ヶ月分相当額を保有し、それ以外の部分を保険料の上昇抑制のために活用する。
 - 介護給付基金額 (平成23年度決算見込み) 27億1千万円
 - 介護給付基金必要額 (第5期介護給付費3か年見込額の1か月分相当) 19億8千万円
 - 基金充当額 **7億3千万円**

(参考) 財政安定化基金取崩しによる保険料の軽減
基金充当額 **1億8千万円**

<介護給付基金・財政安定化基金充当のイメージ>

